

税関相互支援協定 (CMAA: Customs Mutual Assistance Agreement)

税関当局間において、社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束

税関相互支援の枠組みの現状

《35か国・地域／令和元年5月現在》

～欧州(12)～

CMAA (7)
イタリア EU オランダ スペイン
ドイツ ノルウェー ロシア
EPA (1)
スイス
税関当局間取決め (4)
イギリス フランス ベルギー
オーストリア

～アフリカ(1)～

CMAA
南アフリカ

～アジア・大洋州(16)～

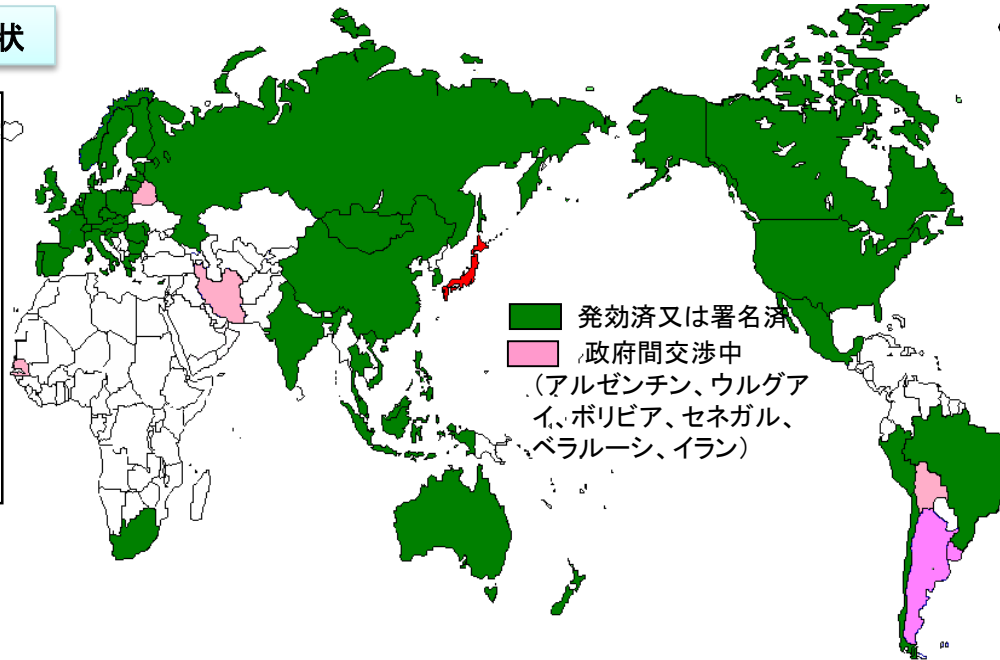
CMAA(2): 韓国 中国
EPA(10): インド インドネシア オーストラリア シンガポール タイ フィリピン ブルネイ ベトナム マレーシア モンゴル
税関当局間取決め(3): オーストラリア ニュージーランド 香港 マカオ
その他の枠組み(1): 台湾

～北米・中南米(5)～

CMAA(3)
アメリカ ブラジル(未発効) メキシコ
EPA(1)
ペルー
税関当局間取決め(1)
カナダ

～TPP～

TPP11 (CPTPP) 署名国:
メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ブルネイ、チリ、マレーシア、ペルー



(注1) CMAA (Customs Mutual Assistance Agreement: 税関相互支援協定)、EPA (Economic Partnership Agreement: 経済連携協定)
(注2) 別形式の枠組みが複数ある国については1か国として計上(例: オーストラリアとは経済連携協定、TPP及び税関当局間取決めを作成)
(注3) 経済連携協定は税関相互支援に係る規定が盛り込まれているもの
(注4) 下線は、外国税関当局との情報交換拡充のための平成24年度の関税法改正の内容が盛り込まれているもの
(注5) 台湾については、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決め
(注6) TPP11 (CPTPP)については、2018年3月に11か国で署名。赤字は協定寄託国であるニュージーランドへの国内法上の手続完了の通報を完了し、協定の効力が生じている国。